

令和7年吹田市関連職員労働組合図書館支部統一要求書交渉議事要録

1 日時 令和7年(2025年)2月12日(水)午後7時～7時40分

2 場所 職員会館3階第1会議室

3 出席者

職員団体：寺坂執行委員長、伊藤副執行委員長、美濃部書記長、真木執行委員（関連関係）、井村執行委員（関連関係）他 計10名

当局：大平中央図書館長、桑名参事、牧瀬千里図書館長、梶原江坂図書館長、澤井さんくす図書館長、佐野千里山・佐井寺図書館長、伊藤千里丘図書館長、長尾健都ライブラリー館長、迫田山田駅前図書館長 計9名

4 内容

令和7年(2025年)吹田市関連職員労働組合図書館支部統一要求書のうち、重点項目1、2、3、4、5、6の内該当の項目について交渉。

重点項目1 図書館会計年度任用職員の雇用を守り、改善すること。

- (1) アウトソーシングによる一方的な事業縮小・廃止を行わず、そこで働く労働者の雇用・賃金を確保すること。
- (2) 実態上、1年以上の任用を継続している会計年度任用職員の一方的な「雇い止め」を行わないこと。また、退職勧奨を行わないこと。

○職員団体：「雇い止め」を恐れている。継続して働き続けられるか不安に思っている。人員の削減は無いと考えてよいか。

○当局：現時点で事業縮小の計画はない。図書館の総数の変動及び雇用期間の途中での「雇い止め」も考えていない。雇用条件等は来年度以降も同じと考えている。

○職員団体：吹田市の図書館で働き続けたいという思いを汲み取ってもらいたい。

重点項目2 安心して働き続けられる職場環境・体制を整えること。

- (1) 心身ともに健康で働き続けるために必要な休暇を取得できるよう、職場の人員体制を整えること。
- (2) 業務が原因と考えられる罹災者については、労務災害の認定を待つまでもなく、必要な補償や身分・体制の保障などを当局責任で行うこと。
- (3) シックハウス（化学物質過敏症）罹災者については労災保険に代わる補償をすること。
- (5) 罹災者が働きやすい環境の整備を継続して行うこと。
- (6) 新たな罹災者が出ないように、予防措置に努めること。

○職員団体：2002年に起きたシックハウス症候群の罹災から20年以上が経過した。窓口等委託事業者が代わり、強い香りの洗剤などを使用する人がいるので、控えるよう伝え続ける必要がある。また、体調不良で誰かが休むと2人体制で厳しくなる。病気にかかっても安心して休める体制を願う。

○当局：シックハウスに関しては同じ思い。引き続き環境整備に努めていく。

○職員団体：(1)について、人員にゆとりを持たせてほしい。今の人員体制や有休取得についての考えを聞かせてほしい。

○当局：体調不良時にも安心して休めるということを含めての有休という認識だ。現在、必要な人員は定数管理されている。予備定数は毎年要求している。

重点項目3 報酬、手当に関する制度を早急に改善すること。

- (1) 初任給及び基本賃金を大幅に引き上げ、生活できる賃金として改善すること。
- (2) 職務の専門性に見合った格付けを行い、正規職員との格差をなくすこと。また、労使合意なしに一方的に報酬上限を条例化され、引き下げられた報酬は元に戻すこと。
- (3) 一時金については、今後とも正規職員との格差がないよう支給すること。
- (4) 経験年数加算は毎年、退職するまでつけること。また加算においては、勤務年数による上限を設けないこと。
- (6) 正規職員の諸手当については、それに相当する報酬を会計年度任用職員にも支給すること。

○職員団体：4月遡及が実現することになり、今年度からは会計年度任用職員にも勤勉手当が支給されるようになりありがたい。だが、「物価高騰に見合った報酬が欲しい」や「日々の生活に余裕が無い」など、組合員アンケートからは苦しい生活実態が伺える。経験年数加算の上限の撤廃も強く求める。

○当局：物価高騰の厳しさは私たちも痛感している。図書館だけで決められることではないので関係部局に伝えていく。

重点項目4 図書館の将来計画や運営方針に関わる事項は正規職員と同様に説明すること。

○職員団体：特に雇用に関することは、真っ先に知らせてほしい。

○当局：正規職員と分け隔てなく業務レベルで伝えていく。

重点項目5 安全かつ安心に出産、育児ができるよう、母性保護に関して正規職員との

格差をなくすこと。

- (1) 育児休業制度における正規職員との格差をなくすこと。特に部分休業の対象を、地方公務員の育児休業法等に関する法律の一部改正に基づき、就学前まで拡大すること。
- (2) 子を保育所・学童保育施設等に送迎する時間を保障すること。
- (3) 通勤緩和休暇を正規職員と同様に1時間15分以内とすること。

○職員団体：ようやく法律が改正されたが施行日が未定のため制度の改正は未定と1月の市労連交渉で回答を受けた。一刻も早い制度の改善を願う。組合員からは3歳で部分休業が取れなくなってファミリーサポートを利用するなどしているが、時間休取得に上限があり不安が大きいなどの声があがっている。

(3) についても、正規職員と同様に、1時間15分の取得を希望する。仕事を続けられないのは、労使ともにマイナスである。

○当局：図書館だけで決められることではないので、職場の声を引き続き関係部局へ伝えていく。

重点項目6 正規職員と同等の休暇制度を確立すること。

- (1) 病気休暇制度については正規職員との格差をなくすこと。また、休暇中は勤務実態に合わせた代替要員を確保すること。
- (2) 有給休暇及び特別休暇（介護・その他特別休暇）の制度については正規職員との格差をなくすこと。

○職員団体：健康への不安について、正規職員と会計年度任用職員との違いは無い。

○当局：引き続き関係部局に働きかけていく。